

函館地方裁判所委員会（第18回）及び函館家庭裁判所委員会（第18回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成22年7月9日（金）午後3時00分～午後5時05分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）伊藤政洋，岡嶋一夫，高橋貞春，永澤和枝，橋田恭一，平野美智子，嶋田敬昌，高瀬保守

（家裁委員）岡村弘之，北村千尋，高木康一，三上昭廣，大畠崇史

（兼務委員）吉田浩正，野原一郎，信濃孝一

（地裁事務局）事務局長堀江賢，事務局次長二本柳聡，民事首席書記官高橋潤一，刑事首席書記官小路法雄，総務課長村上奉文，総務課課長補佐山室全由

（家裁事務局）事務局長加藤豊，事務局次長小田修，首席家庭裁判所調査官細田隆，次席家庭裁判所調査官脇均，首席書記官山下史，総務課長紺野陽一，総務課庶務係長福田裕子

4 議題

（1）平成21年度の事件のすう勢について（報告）

（2）裁判所市民講座の実施報告

（3）家庭裁判所の現状について

5 机上配付資料

（1）進行次第

（2）着席図

（3）資料1号 家庭裁判所のしおり

（4）資料2号 家事事件のしおり

（5）資料3号 成年後見制度 - 詳しく知っていただくために -
資料1～3号は事前に配付済み。

（6）資料4号 これまでに地家裁委員会で取り上げた議題について

（7）資料5号 平成17年度～平成21年度事件数等推移表

（8）資料6号 司法の窓（第75号）

6 議事トピックス

- (1) 高橋民事首席書記官，小路刑事首席書記官，山下家裁首席書記官から，平成21年度の事件のすう勢について，民事事件，刑事事件，家事事件，少年事件の順に報告がありました。
- (2) 紺野家裁総務課長から，6月2日に当庁で開催された裁判所市民講座の実施報告がありました。
- (3) 細田首席家裁調査官，山下家裁首席書記官から，家庭裁判所の現状について，「手続案内，家事事件の手続の流れ」，「成年後見関係事件に関する諸問題」の説明がありました。

7 議事

- (1) 開会宣言（総務課長）
- (2) 新委員から自己紹介
- (3) 平成21年度の事件のすう勢について（報告），裁判所市民講座の実施報告，家庭裁判所の現状について（事務局から説明した。）
（委員長）

裁判所市民講座のような行事を行う際，企画募集の媒体として効果的なものはないか。今回は新聞記事が効果的であったようだ。

（委員）

大学において学生に宣伝することはできるが，多数が参加した場合，定員があると逆に困るのではないか。

（委員）

函館市女性会議で40名程度の研修会があり，出前講座を希望する声はある。相続は興味深いテーマなので，裁判所に足を運ぶのではなく，できれば来ていただきたい。

（事務局）

これまでもできる限り出前講座には応じてきたが，基本的には，裁判所は裁判をすることが主な仕事であり，空いている時間を調整することになるので難しい場合もあることを御承知おきいただきたい。

（委員）

今回の市民講座は水曜日の午後3時からの開催ということであったが，仕事を持っている現役世代を対象とするのであれば，土曜日，日曜日というのは逆に集まりが悪いこともあるのではないかと考えられるので，平日の夜が良いのではないか。

（事務局）

できる限り多くの市民が参加しやすい日程等を検討したい。平日の夜の開催についても，検討させていただく。

（委員長）

市民講座の終了後にアンケートをとったところ，今後も参加したいかという

問いに、テーマ次第では参加したいという回答がかなり得られたところであり、テーマの選択により、多くの参加を得られるのではないかと考えられるが、どのようなテーマが良いと考えるか。

(委員)

どのようにして人を集めるかを考える際、テーマは非常に重要である。身近なテーマで事件数の多いものを取り上げたらどうか。また、年配者を対象にするのであれば午前中に開催したり、市民会館など裁判所以外の集まりやすい場所で行ったり、新聞に掲載することを考えてはどうか。

(事務局)

アンケートの結果、開催時間についてちょうど良い時間帯であったという回答が多かった。

取り上げてほしいテーマとしては、裁判所でいくつか項目をあげたが、アンケートでは「成年後見制度」、「交通事故の損害賠償」、「少年事件」、「裁判員裁判」、「少額訴訟」、「破産」の希望が多かった。

(委員)

参加対象者を現役世代にするのか、60、70歳代にするかなど絞ってはどうか。

(委員)

市民を対象とした公開講座は午後3時頃からの開催が多く、現役世代を対象にしていない場合が多い。みんなに来てもらいたいというのは無理であり、参加対象者を絞るしかない。だが、それでは実際に悩みのある人が参加できないことがある。健康講座などは最初から高齢者を対象としており、対象年齢層やテーマを割り切ると、逆に人が集まるのではないか。

(事務局)

対象年齢層を絞るという点について、当庁では次の時代を担う小、中、高校生については法教育の一環として、模擬裁判や法廷見学を行っている。そのような観点から60、70歳代を対象とした市民講座の開催も一つの考えとして検討して参りたい。

(委員)

函館高齢者大学には300名位受講生がおり、先日、裁判員裁判の講義を行ってきた。無料の講師を捜しているので、成年後見制度のアピールをしたいのであれば、よい機会ではないか。

(事務局)

当庁においても裁判員裁判をテーマとして、高齢者大学に講師を派遣したことがある。

(委員長)

家事事件の手續案内、家事事件の手續きの流れ、成年後見制度の諸問題について、質問や意見はないか。

(委員)

後見人選任事件の申立時に行っている受理時の事情聴取や、審問、調査等で

後見人候補者が後見人としてふさわしいかどうかを判断するということであるが、実際、ふさわしくない人が後見人になり、本人が困るということはないか。

(事務局)

後見人候補者に対しては、家庭裁判所が審問、調査等を行った上で選任している。選任された後見人の中には、その職務遂行中に不正を謀るものがないというわけではないが、もし仮に不正があった場合には、後見人の解任、刑事告発などをちゅうちょなく行っている。そのようなことがないように、受理時の審査など最初の段階で、後見人の職責の重さを相当丁寧に説明し、注意を促すためにその内容を記載した書面を交付している。

(委員)

後見人に選任された上で判断能力のない人の財産を勝手に処分するなど後見人としての立場を悪用しようとしている人がいるというようなことも聞いたことがある。後見人選任の際の審査システムがしっかりしていると、そのようなことはないであろう。将来的に本人が後見人を選べる制度もあるようだが、このような制度を必要としている人達に対象を絞り、イベントを開くと、市民講座の申込みが殺到するのではないか。

(委員長)

相続や成年後見をテーマに企画した場合、必要としている人に、どういう手段で企画を周知したらよいか。

(委員)

ホスピスなどの壁に、「相続の準備は大丈夫ですか。」、「後見人の準備をして下さい。」と掲示等はできないので、病院の医師や施設の協力を得ながら行うのがよいのではないか。本人に対して、相続や後見制度についての話をストレートに言ってもらうことも必要ではないか。

(委員)

認知症の患者を対象にした仕事をしているが、判断能力がないのに後見人が選任されていない場合がある。家族制度がまだ根付いており、家族がいる場合に、あえて後見人を選任しようとする人は少ないのではないか。また、責任が重大な後見人を家族以外で引き受けてくれる人がいるだろうかといった点もネックになっているのではないかと思われる。裁判所は後見人候補者としてどのような人を期待しているのか。善意で引き受けてくれる人は少ないのではないか。

(事務局)

一般的に後見人に選任されるのは、親族である場合が多いが、事件本人の財産が多額であったり、紛争を抱えている場合には、弁護士や司法書士などに、身上監護の面で不安がある場合には社会福祉士に、それぞれ後見人として就任していただくことも数多く見られるというのが実情である。今後、さらに事件数の増加が予測されており、後見人の給源を弁護士会や司法書士会などの専門職の方達だけではなく、地方自治体や地域包括支援センターなどにも広げていく必要があると認識している。

(委員長)

成年後見関係事件は増加しており、日本の高齢化が進むと減少することはない。専門職の後見人、いわゆる親族以外の第三者後見人の確保が必要である。

(委員)

後見人は職業として成り立つのか。

(事務局)

報酬付与の申立てという方法はある。

(委員)

後見人の責任に見合う報酬なのか。

(事務局)

報酬は、本人の財産の中から支弁されることになっている。報酬額は個々の事案において、裁判官が本人の財産額や後見人としての業務内容などを総合的に判断することになるが、正直なところ決して多額の報酬支払いというわけではなくボランティア的な面もあることは事実である。

(委員)

司法書士会では成年後見センター・リーガルサポートという団体をつくり、受け皿づくりに積極的であるが、弁護士会は少し遅れているという感じは否めない。弁護士をしている以上、後見人の数はできるだけ絞りたいが、やらなければならない仕事であろう。

(委員)

函館司法書士会所属の司法書士は50名いるが、社団法人成年後見センター・リーガルサポートに登録して実際に後見人として活動しているのは、9名である。後見人の給源が不足しているのは理解しているものの、司法書士自体が積極的ではない。

(委員)

後見人選任の申立てが認められると、後見人が財産等すべてを管理することになるのか。

(事務局)

後見人が選任されると、後見人には事件本人の財産管理や身上監護など大きな権限が付与される。

(委員)

後見人は個人にお願いするのか。それとも弁護士会のような団体にお願いするのか。裁判所に申立てることにより、裁判所がすべての責任を持ってくれるものと思われないか。

(事務局)

成年後見事件の後見人には個人と法人の場合があるが、実際は個人が選任される場合がほとんどである。函館においては、財産の額があまり大きくない事例が多いので、先ほども申し上げたように親族の後見人が多いのではないかと。一定以上の財産がある場合は、専門職の後見人を推薦依頼する場合もある。

裁判所がすべての責任を持つというものではないが、裁判所には後見人を監

督する義務と権限がある。

(委員長)

後見人候補者を公募しているわけではない。親族が後見人になる事例が多いが、事案によっては親族だけでは対応しきれない場合や最初から第三者を希望している場合など、いずれにしても、親族以外の第三者を後見人として選任する場合には、事案により異なるが後見業務の遂行に見合う知識や能力があるものを選任することになる。後見人を選任する際、裁判所が特定の人を一方的に指名することはない。多くの専門職の方に後見人を承諾していただけるよう、十分な連携態勢がとれるように取り組んできている。第三者後見人の給源として職種をどうしたらよいか、裁判所の大きな関心事である。委員の方々の中にも、後見人の給源になりうる団体の方もいるのではないか。そのときはお願いしたい。

(委員)

後見人候補者の絶対数が不足している中、東京ではボランティアとして後見人を務める市民後見人を養成していると聞いている。後見人を必要としながらも収入や資産もなく、親族や身寄りもないことから適切な後見人が得られない本人も相当数いるようだ。一般の人を養成する施設やNPO法人を立ち上げることなどが必要ではないか。

(事務局)

市民後見人の養成については、現在函館管内においてそのような具体的な動きがあるということは承知していないが、そのような動きがあれば裁判所においてもできる範囲で協力をしていきたいと考えている。

(5) 次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は、平成23年1月21日(金)午後3時からとすることによろしいか。

(異議なし)

(6) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(委員)

「支部、出張所等の役割について」はどうか。函館地家裁管内の支部、出張所等において事件数は少ないが、高齢化、過疎化が進んでいる中で、どうしたら利用してもらえるか、どう活用していけばよいのか説明願いたい。

(委員)

支部、出張所等の役割、状況等については、全国的な裁判所としての取扱いもあるので、函館の地家裁合同委員会のテーマとしては難しいのではないか。

(委員)

管轄などは函館地家裁が決定しているのではないことはわかる。委員に管轄を説明し、支部、出張所等の役割について理解してもらい、新たな視点で意見

を述べてほしい。

(委員長)

他にテーマについて、御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

次回のテーマについては提案されたものも含めて検討し、委員会の趣旨に合致し、議論ができるテーマを取り上げることとしたいが、よろしいか。

(異議なし)

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をいただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆様のお協力に厚くお礼申し上げます。

(7) 閉会宣言(総務課長)

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

| | |
|--------------------|--------------|
| 函館青年会議所指導力開発委員会委員長 | 伊藤政洋 |
| 函館市町会連合会副会長 | 岡嶋一夫 |
| 札幌テレビ放送函館放送局長 | 春日和彦（家裁委員兼務） |
| 函館司法書士会所属司法書士 | 高橋貞春 |
| 函館市女性会議会長 | 永澤和枝 |
| 函館市教育委員会委員長 | 橋田恭一 |
| 函館地方法人会女性部会部会長 | 平野美智子 |
| 北海道新聞函館支社報道部長 | 吉田浩正（家裁委員兼務） |

〔2号委員〕

| | |
|-------------|------|
| 函館弁護士会所属弁護士 | 嶋田敬昌 |
|-------------|------|

〔3号委員〕

| | |
|------------|--------------|
| 函館地方検察庁検察官 | 野原一郎（家裁委員兼務） |
|------------|--------------|

〔4号委員〕

| | |
|----------|--------------|
| 函館地方裁判所長 | 信濃孝一（家裁委員兼務） |
|----------|--------------|

〔5号委員〕

| | |
|------------|------|
| 函館地方裁判所裁判官 | 高瀬保守 |
|------------|------|

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

| | |
|---------------------------|--------------|
| 北斗市市民部市民課長 | 岡村弘之 |
| 札幌テレビ放送函館放送局長 | 春日和彦（地裁委員兼務） |
| 函館調停協会相談役 | 北村千尋 |
| 函館市社会福祉協議会総務部長 | 坂野昌之 |
| 北海道教育大学准教授 | 高木康一 |
| 函館市中学校長会事務局員（函館市立の場中学校校長） | 藤井壽夫 |
| 函館渡辺病院院長 | 三上昭廣 |
| 北海道新聞函館支社報道部長 | 吉田浩正（地裁委員兼務） |

〔2号委員〕

| | |
|-------------|------|
| 函館弁護士会所属弁護士 | 森越清彦 |
|-------------|------|

〔3号委員〕

| | |
|------------|--------------|
| 函館地方検察庁検察官 | 野原一郎（地裁委員兼務） |
|------------|--------------|

〔4号委員〕

| | |
|----------|--------------|
| 函館家庭裁判所長 | 信濃孝一（地裁委員兼務） |
|----------|--------------|

〔5号委員〕

| | |
|------------|------|
| 函館家庭裁判所裁判官 | 大畠崇史 |
|------------|------|